◇**土地改良法施行令の一部を改正する政令**（政令第一五三号）（農林水産省）

一　土木建築に関する工事に伴い副次的に生ずる土石その他の資源を利用して行う都道府県営土地改良事業を廃止することとした。（第五〇条第一項及び別表第一関係）

二　農用地利用集積促進土地改良整備計画に従って行う都道府県営土地改良事業のうち、農業の生産条件が不利な地域において行うものについての申請要件の特例に関する規定を整備することとした。（第五〇条第三項関係）

三　国営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業によって生じた農業用用排水施設の更新のために行う当該農業用用排水施設の変更を内容とする都道府県営土地改良事業について、沖縄県等に係る国の補助の割合を引き上げることとした。（別表第八及び別表第一二関係）

四　避難解除等区域等において行われる土地改良事業であって、農林水産大臣が定める基準に該当するものについて、平成二六年度から平成三二年度までの各年度における国の補助の割合を引き上げることとした。（附則第六項関係）

五　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第一五四号）（農林水産省）

一　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う存続組合が支給する特例年金給付等に関する政令の一部改正関係

平成二六年四月から平成二七年三月までの間における特例退職共済年金等の額の算定に用いる率を〇・九五六等と定めることとした。（第八条の二関係）

二　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による特例障害農林年金及び特例遺族農林年金に関する経過措置に関する政令の一部改正関係

平成二六年四月以降の月分の特例障害農林年金及び特例遺族農林年金の額の算定に用いる率を〇・九六一と定めることとした。（第三条関係）

三　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。

◇**行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令**（政令第一五五号）（内閣府本府）

1　個人番号カードの記載事項を定めることとした。（第一条関係）

2　個人番号の指定及び通知の方法について定めることとした。（第二条関係）

3　請求又は職権による従前の個人番号に代わる個人番号の指定の方法を定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　通知カードを返納しなければならない場合等を定めることとした。（第五条及び第六条関係）

5　個人番号とすべき番号の生成、構成、通知の方法等について定めることとした。（第七条～第九条関係）

6　激甚災害が発生したときに準ずる場合を定めることとした。（第一〇条関係）

7　機構保存本人確認情報の提供を求めることができる個人番号利用事務実施者を定めることとした。（第一一条関係）

8　個人番号の提供を受ける際の本人確認のために必要な措置を定めることとした。（第一二条関係）

9　個人番号カードの交付の方法を定めることとした。（第一三条関係）

10　個人番号カードが失効する場合を定めることとした。（第一四条関係）

11　個人番号カードを返納しなければならない場合等を定めることとした。（第一五条～第一七条関係）

12　個人番号カードを独自利用できる者等を定めることとした。（第一八条関係）

13　特定個人情報の提供制限の例外となる住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）の規定を定めることとした。（第一九条関係）

14　情報照会者による特定個人情報の提供の求めの方法等を定めることとした。（第二〇条及び第二一条）

15　特定個人情報を提供することができる地方税法（昭和二五年法律第二二六号）等の規定を定めることとした。（第二二条関係）

16　地方税法等の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を定めることとした。（第二三条関係）

17　社債等の発行者に準ずる者を定めることとした。（第二四条関係）

18　社債、株式等の振替に関する法律（平成一三年法律第七五号）の規定により提供される特定個人情報の安全を確保するために必要な措置を定めることとした。（第二五条関係）

19　特定個人情報の提供制限の例外として、公益上の必要がある場合を定めることとした。（第二六条及び別表関係）

20　特定個人情報の提供の求めがあった場合の総務大臣の措置を定めることとした。（第二七条関係）

21　情報提供者による特定個人情報の提供の方法を定めることとした。（第二八条関係）

22　情報提供等の記録の保存期間を定めることとした。（第二九条関係）

23　情報保護評価の評価事項として電子計算機処理に伴う措置を定めることとした。（第三〇条関係）

24　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成一五年政令第五四八号）等の特例等を定めることとした。（第三一条及び第三二条関係）

25　特定個人情報の開示の請求に係る手数料の免除について定めることとした。（第三三条関係）

26　特定個人情報保護委員会による指導、助言等の権限の適用除外とされる各議院審査等に準ずる手続を定めることとした。（第三四条及び別表関係）

27　法人番号の構成について定めることとした。（第三五条関係）

28　法人番号の指定、通知及び公表の方法等を定めることとした。（第三六条～第四二条関係）

29　指定都市に関する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の規定及びこの政令の規定を適用する場合の特例を定めることとした。（第四三条及び第四四条関係）

30　この政令における主務省令を定めることとした。（第四五条関係）

31　この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日から施行するものとすることとした。

◇**子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令**（政令第一五六号）（内閣府本府）

子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）の一部の施行期日は、平成二六年四月一日とすることとした。

◇**子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部の施行期日を定める政令**（政令第一五七号）（内閣府本府）

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四年法律第六七号）の一部の施行期日は、平成二六年四月一日とすることとした。

◇**子ども・子育て支援法附則第十条第四項の規定に基づく保育緊急確保事業に要する費用の補助に関する政令**（政令第一五八号）（内閣府本府）

1　子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）附則第一〇条第四項の規定による国の補助は、特定市町村又は事業実施市町村が行う保育緊急確保事業に要する費用の額から、それらの費用のための寄附金その他の収入の額を控除した額につき、内閣総理大臣が定める基準に従って行うものとした。

2　この政令は、平成二六年四月一日から施行することとした。